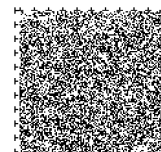
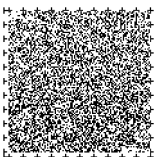


世田谷区 地域保健医療福祉総合計画 令和6～13年度(2024～2031年度)

令和6年(2024年)3月
世田谷区





はじめに

このたび、令和6年度(2024年度)からの8年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」を策定しました。

本計画は、「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えた、保健医療福祉分野の計画を貫く基本的・横断的な施策の方向を示す計画です。

区ではこれまで、参加と協働を基盤に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、困りごとを抱えた全ての区民を対象とした「世田谷版地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできました。

今回は、10年ぶりの計画改定となりました。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域コミュニティや地域経済への重大な影響があり、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした社会状況の変化を踏まえ、区では、令和6年度(2024年度)を初年度とする区の最上位の行政計画である新たな基本計画において、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」としました。

区の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す本計画においては、基本計画の方向性を踏まえ、「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えます。これは、社会状況の変化等により、区民の抱える困りごと多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示すものであり、この基本方針のもと、世田谷版地域包括ケアシステムのさらなる強化に取り組み、区民の抱える困りごとに隙間なく対応していきます。

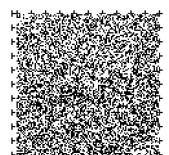
また、この計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」をはじめ、成年後見制度を十分に普及させ、必要な体制を整備するための「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止の取組みを総合的に推進するための「世田谷区再犯防止推進計画」を包含しています。

各計画の策定にあたり、パブリックコメント等でご意見をいただいた区民や事業者の皆様、真摯にご議論をいただいた区議会並びに世田谷区地域保健福祉審議会をはじめとした各計画の検討委員会等の委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年(2024年)3月

世田谷区長

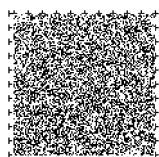
保坂 展人



目次

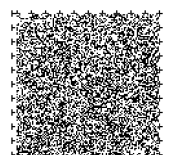
世田谷区地域保健医療福祉総合計画

第1章	計画策定にあたって	3
第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画の策定体制	11
第2章	近年の動向、区の課題	12
第1節	これまでの区の実績（成果と課題）	12
第2節	地域福祉に関連する動き	26
第3章	地域福祉を推進する基本的な考え方	30
第1節	地域福祉推進の基本方針	30
第2節	地域福祉推進の視点	31
第3節	基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）	32
第4節	施策体系	34
第5節	圏域の考え方	35
第4章	今後の施策の方向	37
第1節	世田谷版地域包括ケアシステムを強化する	39
推進施策1	地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み	40
推進施策2	地域生活を支える保健、医療、福祉の連携	58
推進施策3	福祉サービス	62
推進施策4	予防、健康づくり	66
推進施策5	住まい	70
推進施策6	日常生活の支援	78
推進施策7	就労	82
推進施策8	学校や教育分野と福祉分野の連携	86
推進施策9	社会参加の促進	94
推進施策10	防犯・防災	98
第2節	世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備	103
推進施策1	地域づくり	104
推進施策2	人権擁護の推進	110
推進施策3	福祉人材の確保及び育成・定着支援	118
推進施策4	地区をバックアップする体制	124
推進施策5	先進技術の積極的な活用	128
推進施策6	保健福祉サービスの質の向上	132
推進施策7	福祉文化の醸成	136
第5章	計画の推進に向けて	140
第6章	参考資料	141
第1節	統計資料	141
第2節	計画策定に向けた審議等の経過	155
第3節	区民意見・提案等	158
第4節	関連する法律・条令等の概要	179
第5節	用語解説	181



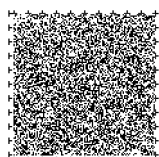
世田谷区成年後見制度利用促進基本計画

第1章	計画の概要	189
第1節	計画策定の背景	189
第2節	計画の位置づけ及び計画期間	190
第3節	成年後見制度におけるSDGsへの貢献	190
第2章	成年後見制度の現状と課題	191
第1節	全国の現状	191
第2節	区の現状	192
第3節	現状からみえた課題	194
第3章	計画の考え方と施策の目標	195
第1節	計画の考え方	195
第2節	施策の目標	196
目標1	成年後見制度の普及啓発及び利用促進	196
目標2	権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ	198
目標3	成年後見人等の担い手の確保・育成の推進	201
第4章	計画の推進体制	205



世田谷区再犯防止推進計画

第1章	計画の概要	209
第1節	計画策定の主旨	209
第2節	計画の対象者	210
第3節	計画の位置づけ	210
第4節	計画期間	210
第5節	再犯防止とSDGs	210
第2章	再犯防止を取り巻く状況	211
第1節	国及び東京都の取組み	211
第2節	再犯者に関わる状況	213
第3節	保健医療・福祉サービスに関わる状況	217
第4節	就労・住居確保に関わる状況	218
第5節	非行少年に関わる状況	220
第6節	更生保護に関わる状況	221
第3章	計画の基本的な考え方	222
第1節	基本理念	222
第2節	再犯防止における区の役割	224
第3節	基本目標	229
第4節	計画の体系	230
第4章	再犯防止に関連する施策	231
第1節	保健医療・福祉サービスの利用促進	231
(1)	犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援	231
(2)	薬物等の依存症を抱える人への支援	237
第2節	就労・住居確保の支援	238
(1)	就労の支援	238
(2)	住居確保の支援	240
第3節	非行防止と修学支援の充実	242
(1)	児童・生徒等の非行防止	242
(2)	修学支援の充実	246
第4節	民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進	247
(1)	民間協力者の活動促進	247
(2)	広報・啓発活動の推進	250
第5章	計画の推進体制	251
資料編		252
第1節	計画の策定経過	252
第2節	世田谷区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱	253
第3節	世田谷区再犯防止推進計画検討委員会委員名簿	255

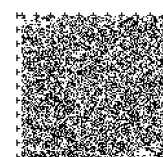


世田谷区

地域保健医療福祉総合計画

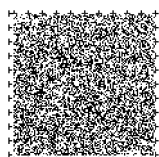
令和6～13年度（2024～2031年度）

※本文内の「*」がついている用語は、第6章第5節に解説を掲載しています。



目次

第1章	計画策定にあたって	3
第1節	計画策定の趣旨.....	3
第2節	計画の位置づけ.....	4
第3節	計画の策定体制.....	11
第2章	近年の動向、区の課題	12
第1節	これまでの区の実績（成果と課題）.....	12
第2節	地域福祉に関連する動き.....	26
第3章	地域福祉を推進する基本的な考え方	30
第1節	地域福祉推進の基本方針.....	30
第2節	地域福祉推進の視点.....	31
第3節	基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）.....	32
第4節	施策体系.....	34
第5節	圏域の考え方.....	35
第4章	今後の施策の方向	37
第1節	世田谷版地域包括ケアシステムを強化する.....	39
推進施策1	地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み.....	40
推進施策2	地域生活を支える保健、医療、福祉の連携.....	58
推進施策3	福祉サービス.....	62
推進施策4	予防、健康づくり.....	66
推進施策5	住まい.....	70
推進施策6	日常生活の支援.....	78
推進施策7	就労.....	82
推進施策8	学校や教育分野と福祉分野の連携.....	86
推進施策9	社会参加の促進.....	94
推進施策10	防犯・防災.....	98
第2節	世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備.....	103
推進施策1	地域づくり.....	104
推進施策2	人権擁護の推進.....	110
推進施策3	福祉人材の確保及び育成・定着支援.....	118
推進施策4	地区をバックアップする体制.....	124
推進施策5	先進技術の積極的な活用.....	128
推進施策6	保健福祉サービスの質の向上.....	132
推進施策7	福祉文化の醸成.....	136
第5章	計画の推進に向けて	140
第6章	参考資料	141
第1節	統計資料.....	141
第2節	計画策定に向けた審議等の経過.....	155
第3節	区民意見・提案等.....	158
第4節	関連する法律・条例等の概要.....	179
第5節	用語解説.....	181



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

世田谷区(以下「区」という。)では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「地域福祉計画(平成7～16年度)」の策定以降、「地域保健医療計画(平成10～15年度)」、「地域保健医療福祉総合計画(平成16～25年度)」、「地域保健医療福祉総合計画(平成26～令和5年度)」を切れ目なく策定し、保健、医療、福祉の各専門分野にかかる基本的な方向を定めてきました。

平成26年(2014年)3月に策定した前計画では、高齢者、子ども、障害者など、各分野が横断的に取り組むべき施策の方向として、「1. 地域包括ケアシステムの推進」、「2. 区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「3. 地域福祉を支える基盤整備」という3つの柱を打ち出しました。

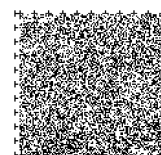
この方向性を踏まえて、高齢者分野では「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を、障害者分野では「せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害施策推進計画)」、子ども分野では「世田谷区子ども計画(子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画等を内包)」、健康分野では「健康せたがやプラン」を策定し、分野毎の施策を進めてきたところです。

この間、区では少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行(パンデミック)や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因も重なり、区民同士の交流機会の減少や経済的に困窮する人が増加するなど、区民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。また、保健医療福祉分野では、複数の困りごとがありながら支援を受けていない人や世帯、経済的な困窮を背景に様々な問題に直面する人や世帯など、「制度の狭間*」や「既存の制度の支援では不十分であった課題」が顕在化し、分野を超えた対策の必要性が高まっています。

こうした状況のなかで、区は、区制100周年を見据え、令和6年度(2024年度)を初年度とする向こう8ヵ年の「世田谷区基本計画」を策定しました。基本計画では、区政が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」と決めました。この区政の方向性を踏まえ、誰もが取り残されることなく暮らせる世田谷を目指し、保健医療福祉の基本的な考え方を示す、新たな「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て進むウィズコロナ・ポストコロナ社会の生活様式の変化、個人の多様性の尊重、デジタル技術の社会実装化、国際社会全体で達成を目指すSDGsなどを念頭におき、国全体で進める「地域共生社会」の実現に向けて、保健医療福祉施策の基本方針となるものです。

また、本計画は、改正社会福祉法に基づき新たに創設された重層的支援体制整備事業の「実施計画」、成年後見制度利用促進法に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」並びに再犯防止推進法に規定する「市町村再犯防止推進計画」を包含します。

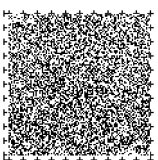


2 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法律・条令等

- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」とします。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の「推進計画」とします。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第17条の「行動指針」とします。
- 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とします。
- 東京都の地域福祉支援計画を踏まえた計画とします。
- 東京都の保健医療計画を踏まえ、医療と保健、福祉との連携の方向性を示す計画とします。
- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含します。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含します。

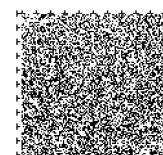
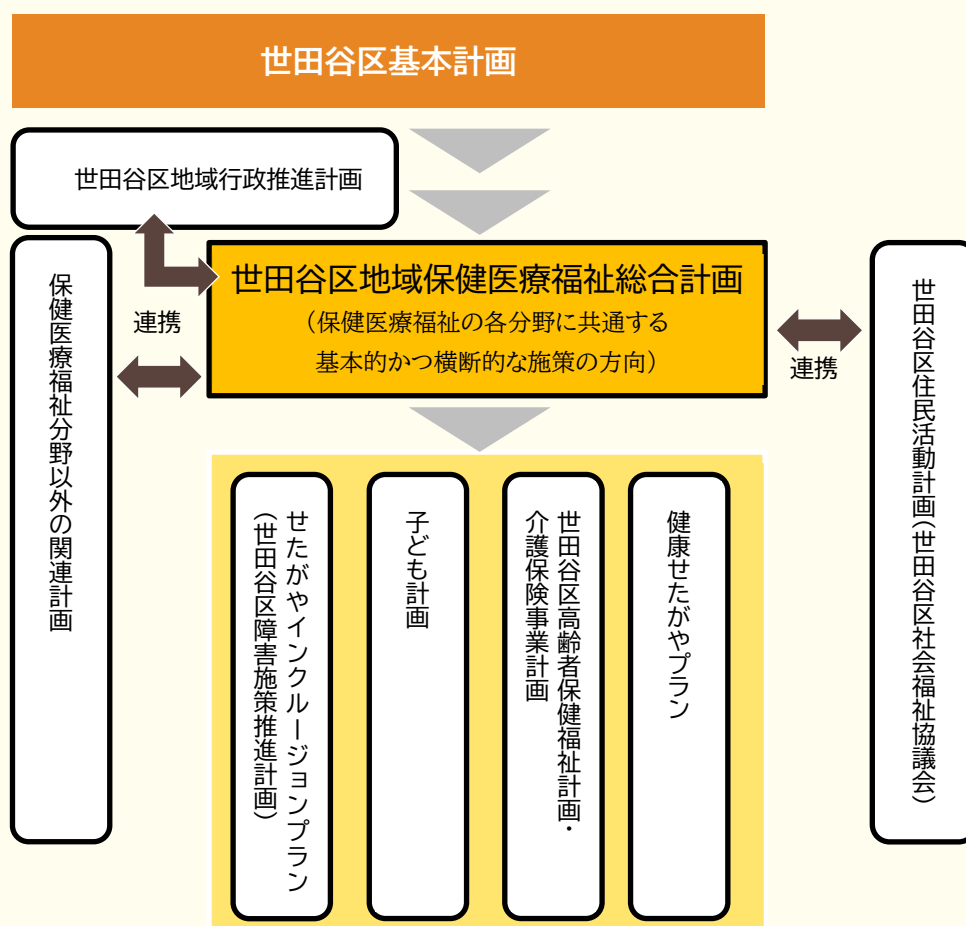
※法律・条令の説明は、第6章第4節に掲載しています。



(2) 計画の役割、諸計画との関連

- 本計画は、区政の基本的な指針である「世田谷区基本計画」で示されたまちづくりの方向性を踏まえ、保健医療福祉の各分野に共通する基本的かつ横断的な施策の方向を示すものです。
- 本計画は、「世田谷区地域行政推進計画」で示された区政運営の基盤である地域行政制度の基本的な考え方や方向性を踏まえ策定します。
- 本計画には保健医療福祉分野以外に関連する施策も含まれることから、生涯学習(学校教育、文化・芸術、スポーツ)、産業振興、都市整備(住宅政策を含む)、男女共同参画・多文化共生推進等の計画、施策、地域活動との連携についての基本的な考え方を示します。
- 保健医療福祉のそれぞれの分野における施策と事業については各個別計画等に位置づけ、計画的に実施します。
- 区の地域福祉を推進するうえで両輪となる、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会*が策定する「世田谷区住民活動計画」との連携を図ります。

図表 計画の位置づけ



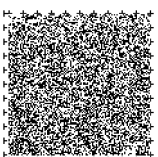
(3) 計画期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和13年度(2031年度)までの8年間とします。

中間年での見直しを図ることで、機動的・実践的な計画とし、社会状況の変化などを一層反映できる計画とします。

図表 主な計画の期間

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
世田谷区基本計画	令和6～13年度(2024～2031年度) ← 中間見直し →							
世田谷区地域行政推進計画	次期 令和6～9年度 (2024～2027年度)				令和10年度(2028年度)以降も策定予定			
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	令和6～13年度(2024～2031年度) ← 中間見直し →							
せたがやインクルージョンプラン —世田谷区障害施策推進計画—	次期 令和6～8年度 (2024～2026年度)			令和9年度(2027年度)以降も策定予定				
世田谷区高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画	第9期 令和6～8年度 (2024～2026年度)			令和9年度(2027年度)以降も策定予定				
世田谷区子ども計画	第2期	第3期 令和7～16年度 (2025～2034年度)						
健康せたがやプラン	次期 令和6～13年度 (2024～2031年度)							
(参考)世田谷区社会福祉協議会 「世田谷区住民活動計画」				次期 令和7～14年度 (2025～2032年度)				



(4) 世田谷区基本計画（令和6年度～令和13年度）

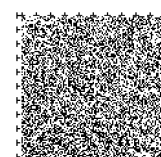
基本計画は、区が重点的に取り組む政策、施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画です。人口動態の変化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、自然災害の常態化など、この間の社会状況の変化を踏まえ、令和6年度(2024年度)を初年度とする8年間の新たな基本計画を策定しました。基本計画では、区政が目指すべき方向性をはじめ、計画の理念や重点政策等を示すとともに、基本計画に定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画である実施計画を一体化しています。基本計画との整合を図りながら、実施計画に掲げる事業をはじめ、保健医療福祉分野における様々な取組みを本計画において具体化していきます。

区政が目指すべき方向性

「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」

基本計画の理念

参加と協働を基盤とする	参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とします。また、区民の主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
区民の生命と健康を守る	生命と健康を守ることは、自治体として最優先の課題であり、引き続き全力で積極的に関わり、身体的な健康のみならず、心の健康につながる心の豊かさなどの視点に配慮します。
子ども・若者を中心に据える	子ども・若者を地域を一緒に創っていく主体として明確に位置づけ、参加しやすく、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるように子ども・若者の「今」に焦点をあてて政策、施策の組み立てを考えます。
多様性を尊重し活かす	異なる立場や様々な価値観を持つ人々がともに社会を構築できるよう、年齢、性別、LGBTQ*などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ*、国籍、文化の違いや障害の有無などから、価値観や家族のあり方、ライフスタイルの多様性まで、広く多様性を尊重し活かしていきます。
地区・地域の特性を踏まえる	各地区や地域の特性・課題などを十分考慮し、それぞれの区民ニーズを的確に捉えて政策、施策を組み立てます。
日常生活と災害対策・環境対策を結びつける	日常生活と災害対策・環境対策を常に結びつけて考え、政策、施策を組み立てます。



重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、重点政策として位置づけています。

分野別政策

「分野別政策」では、基本構想に定める「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理するとともに、各分野における課題や施策の方向性などを明らかにしています。

実施計画

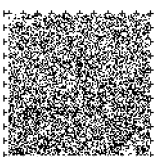
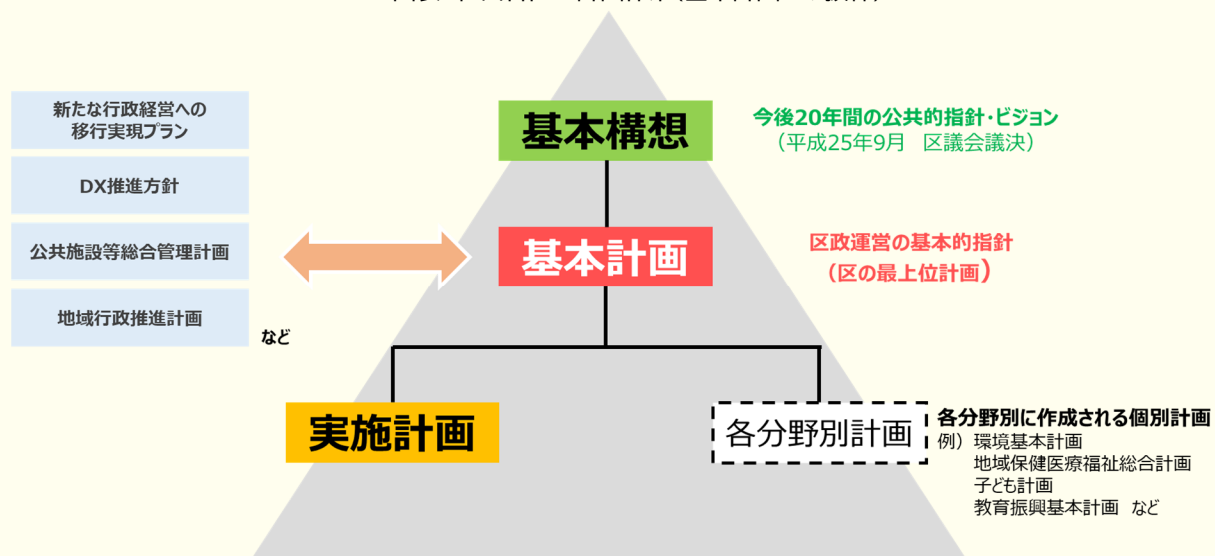
基本計画に定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画として位置づけており、重点政策に関わる事業や、その他個別計画における重要な事業を選定しています。

年度ごとに事業の進行状況の把握、評価を行い、事業や目標値の見直しなど計画内容の調整を図るとともに、進捗状況を公表します。また、実施計画の評価を基本計画と連動させ、中間年において一体的に評価を行っていきます。

各事業に、事業の実施結果を測る活動指標(アウトプット指標)に加えて、目標達成の度合いを測る成果指標(アウトカム指標)を設定することにより、事業の成果を明確にし、事業手法の改善や、新公会計制度に基づくコスト分析等に活用します。

なお、本計画の第4章に記載の各推進施策においても、実施計画との整合を図り、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までのアウトプット指標(取組みの行動量)とアウトカム指標(取組みの成果指標)を設定しています。

図表 世田谷区の計画体系(基本計画より抜粋)



(5) 地域行政推進条例・地域行政推進計画

令和4年(2022年)に区は、区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定め、区が区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するため地域行政推進条例を制定しました。

条例では、まちづくりセンターを、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、総合支所を、地域経営を担う地域の行政拠点として位置づけるとともに、区の責務として、地区及び地域において、区民が必要な行政サービスを利用することができる環境の整備、区民が区政に関する意見を述べることができる環境の整備とともに、区民がまちづくりに取り組むための必要な支援を行うことを定めています。

また、区の責務を果たすうえで、まちづくりセンターが、区民生活に寄り添い、区民から頼りにされる行政拠点としてその機能の充実強化を図り、総合支所が、地域を経営する機能を強化し、本庁が、地域行政制度の意義や目的を踏まえた区政運営に取り組むための基本方針を定めました。

条例に基づく、地域行政推進計画(令和6年度～9年度)では、世田谷区基本計画における基本方針のうちの「参加と協働を基盤とする」「地域・地区の特性を踏まえる」を理念とし、条例に掲げる基本方針の下で、次の7つの事項を地域行政の基盤とし、具体的取組みを推進しています。

<地域行政の基盤>

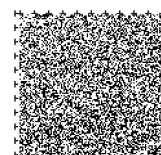
- (1)地区・地域課題の解決 (2)多様なコミュニティづくりと区民参加の推進
- (3)地域福祉の推進(地域包括ケアの地区展開の充実) (4)地域防災力の向上
- (5)安全で魅力的な街づくり (6)行政サービスの向上 (7)地域行政の運営体制の充実

総合計画と関連の深い「(3)地域福祉の推進」の基本となる考え方は以下のとおりであり、総合計画と整合を図りながら地域行政を推進します。

◇地域福祉の推進(地域包括ケアの地区展開の充実)

高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など困りごとを抱えた全ての区民を対象として、医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援の5つの要素が一体的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムについて、今後、多様化するニーズに応えるため、区民のライフステージやライフスタイルに大きく関わる就労、教育、社会参加、防犯・防災を新たな要素として加え、世田谷版地域包括ケアシステムの強化を図り、地域共生社会の実現を目指します。

地区における四者連携(まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局・児童館)を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。あわせて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。



(6) SDGsとの関係

SDGs(持続可能な開発目標。エスディージーズ)は、平成27年(2015年)9月に国連で採択された令和12年(2030年)までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標です。国は平成28年(2016年)に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭において施策を推進します。

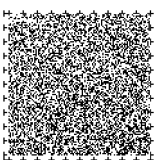
なお、5番目のゴール「ジェンダー平等を実現しよう」は、分野横断的な価値としてSDGsのすべてのゴールの実現に不可欠なものであるため、あらゆる政策においてジェンダーの視点を確保し施策に反映する「ジェンダー主流化*」が求められます。

また、17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」の中には「マルチステークホルダー・パートナーシップ」という概念が含まれており、行政・民間・区民の協働によって持続可能な社会の実現を目指すことが掲げられています。これは、基本計画の理念に「参加と協働を基盤とする」を掲げる世田谷区において、計画全体を貫き計画の土台となる根本的な考え方であるため、政策や施策を推進する手段として捉えればすべての政策と関係があります。

図表 SDGs17の国際目標(ゴール)

SDGsの17の目標			
	1 【貧困をなくそう】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		2 【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		4 【質の高い教育をみんなに】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	5 【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		6 【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7 【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		8 【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	9 【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		10 【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	11 【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な人間居住を実現する。		12 【つくる責任 つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する。
	13 【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		14 【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	15 【陸の豊かさを守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。		16 【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。		

出典:外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

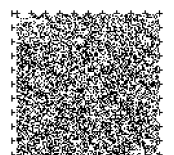
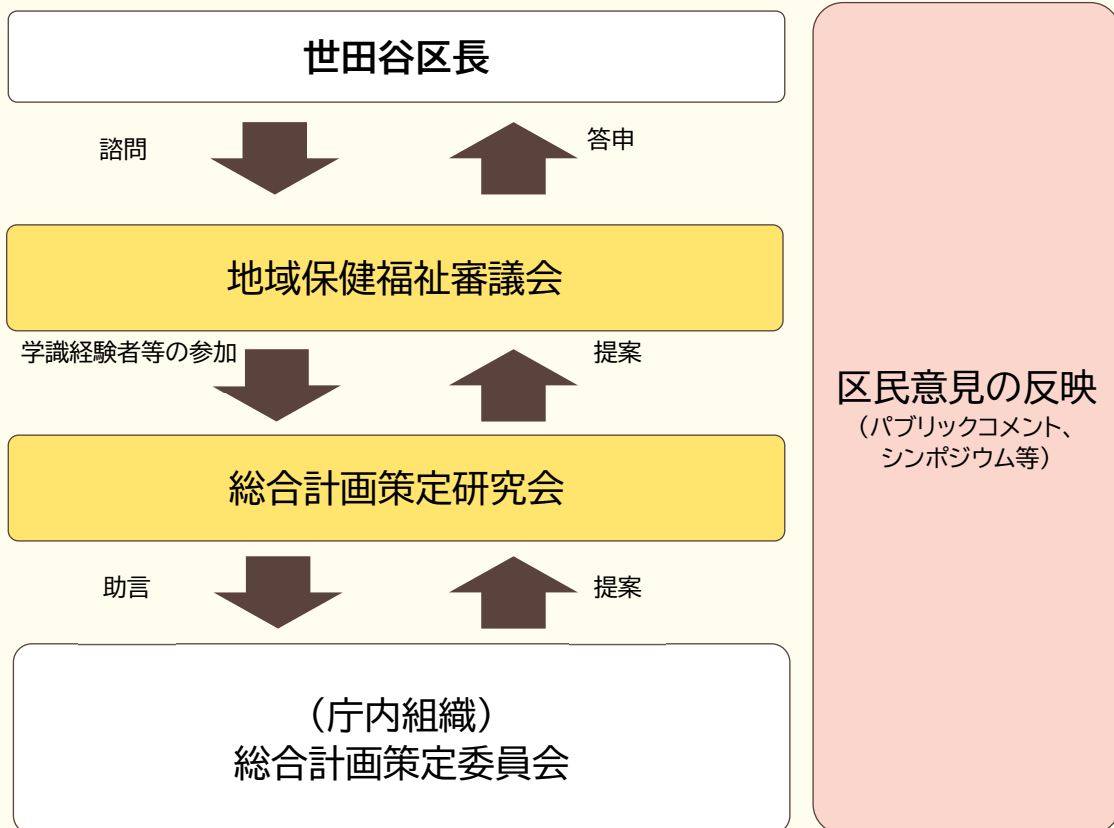


3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者と区民委員で構成する「地域保健福祉審議会*」、同審議会の学識経験者等と区職員による「総合計画策定研究会」、庁内組織として「総合計画策定委員会」を設置し、各会において計画内容を検討しました。

また、パブリックコメントやシンポジウムを通して、区民の意見を計画に反映するよう努めました。

図表 計画の策定体制



第2章

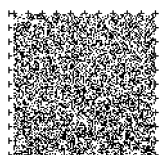
近年の動向、区の課題

1 これまでの区の実り（成果と課題）

「地域保健医療福祉総合計画(平成26～令和5年度)」では、「地域包括ケアシステムの推進」、「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「地域福祉を支える基盤整備」の3つの施策の柱に沿って取組みを推進してきました。これまでの取組みの成果を3つの柱ごとに振り返ったうえで、保健医療福祉分野にまたがる課題をまとめます。

地域保健医療福祉総合計画(平成26～令和5年度)における地域福祉推進の基本的な考え方

- 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 地区において、課題の発見・把握から、相談支援、サービス提供、社会資源開発、情報発信を行うなどの、個別支援と地域支援を組み合わせて支援するコミュニティソーシャルワークを推進します。
- 地区を中心に地域福祉を推進するという考え方に立ち、地区における地域づくりや地域活動を推進していきます。
- 区民や地域福祉活動団体、事業者など、様々な主体が多様性を認めあい、ともに地域の課題に取り組み、ともに支えあう地域社会づくりを進めます。
- これまで地域福祉の推進を担ってきた、区民や社会福祉協議会、社会福祉法人等、地域の活動団体とともに、NPO、商店街、民間事業者等の様々な主体と協働し、新たな社会資源の開発や地域づくりを行います。
- 区民への総合的な支援を行うためには、従来の保健福祉の関係機関や団体との連携だけでなく、幅広いネットワークを構築する必要があり、教育関係者や弁護士等の司法関係者、まちづくりに携わる人々など、区民の生活に関連する幅広い領域で活動する人々と連携し、地域福祉の推進を図ります。

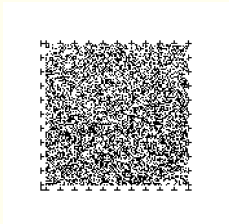
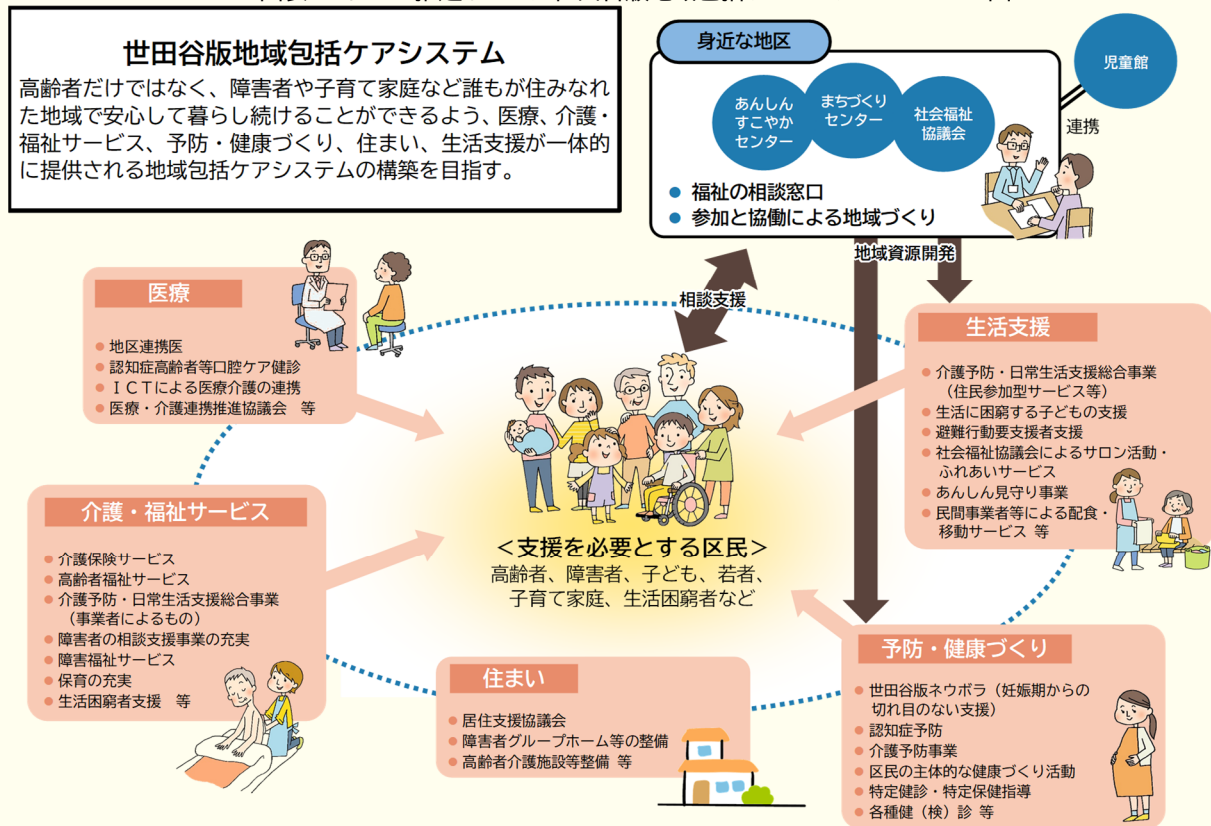


(1) 「地域包括ケアシステムの推進」に関する取組み

区では、平成3年(1991年)に地域行政制度を導入し、地区・地域・全区の三層制の区政運営を開始しました。平成17年(2005年)には出張所改革を行い、出張所の窓口事務を7箇所の出張所に集約し、その他の20箇所を主に地区まちづくりの支援を行うまちづくり出張所としました。その後、名称をまちづくりセンターと改め、地区及び地域の実態に応じた行政サービスの提供とまちづくりの支援を進めています。

このような地区を中心に据えた体制を土台として活かしながら、平成26年度(2014年度)からは、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、困りごとを抱えたすべての区民を対象として、「医療」、「介護・福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される「世田谷版地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできました。

図表 これまで推進してきた世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ図



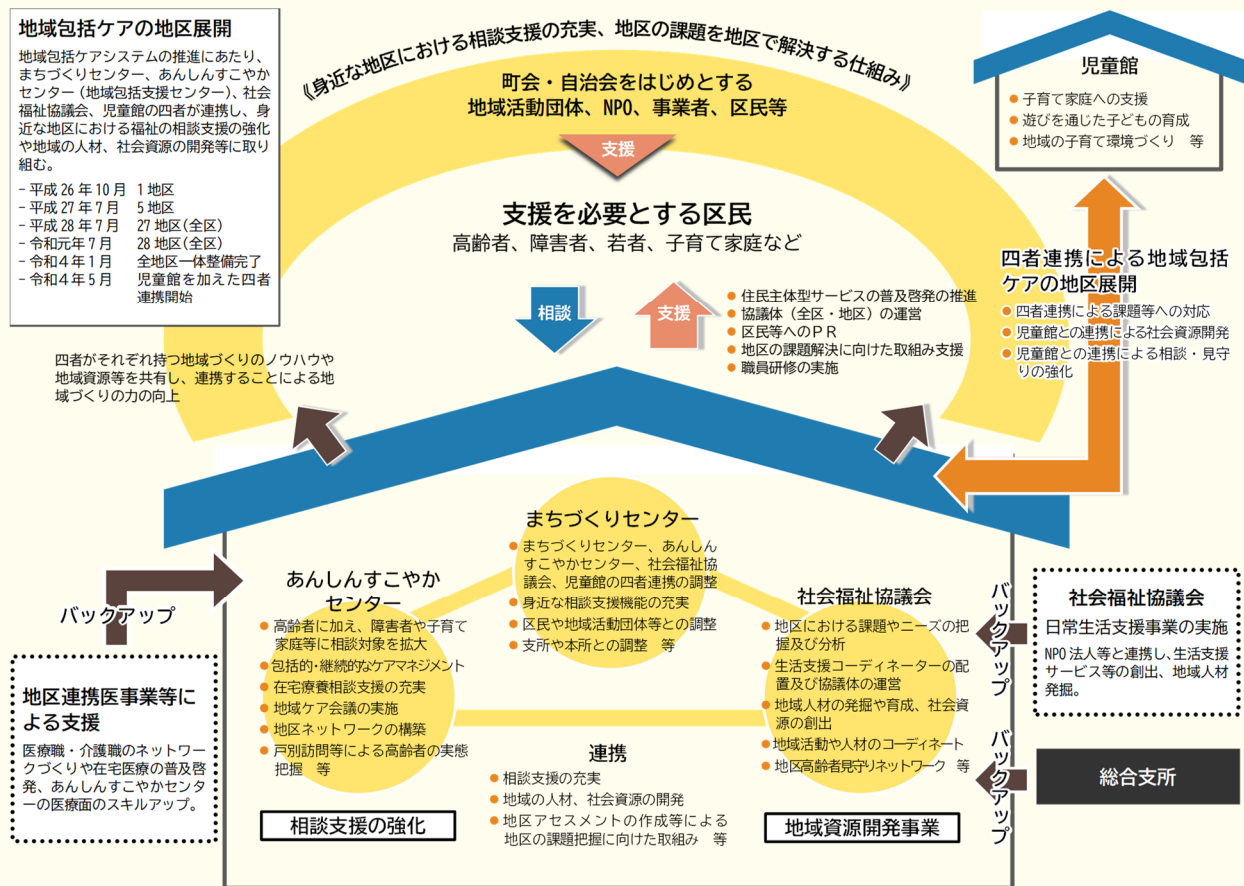
地域包括ケアの地区展開の実施

区では、地域包括ケアシステムを区民にとって最も身近な地区で実現するために、平成26年度(2014年度)からのモデル実施を経て、平成28年度(2016年度)から全地区で「地域包括ケアの地区展開」を実施しました。

区民が福祉に関する困りごとを抱えた際に、早期に支援につながれるよう、28地区のまちづくりセンター内に、あんしんすこやかセンター*と社会福祉協議会を一体整備し、「福祉の相談窓口」を設けました。「福祉の相談窓口」では、総合支所のバックアップを受けながら、分野や属性に関わらず、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付けています。アセスメント*の結果、専門的な支援が必要な場合には、専門の関係機関に適切に繋がります。

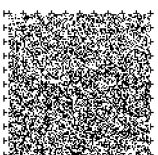
また、福祉の相談窓口で受け付けた相談から地区の課題を抽出し、三者で連携して地域資源開発を行う「参加と協働の地域づくり」も実践しました。令和4年(2022年)5月からは、三者に児童館が加わり、子ども分野における地域資源開発にも力を入れて取り組んでいます。

図表 地域包括ケアの地区展開イメージ図



図表 地域包括ケアの地区展開 実施経緯

平成26年(2014年)10月	地域包括ケアの地区展開を1地区にてモデル実施(砧)
平成27年(2015年)7月	地域包括ケアの地区展開を5地区にてモデル実施(砧、池尻、松沢、用賀、上北沢)
平成28年(2016年)7月	地域包括ケアの地区展開を全地区にて実施
令和4年(2022年)5月	全地区において児童館を加えた四者連携を開始



5つの要素(医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援)の充実

区では、地域包括ケアシステムにおける5つの要素(医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援)を充実させるため、様々な取組みをしてきました。(第4章第1節(2)、(3)、(4)、(5)、(6)参照)

地域ケア会議の実施

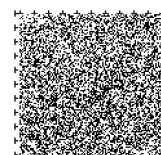
地域ケア会議は地域包括ケアシステムを構築するための一つの手法として介護保険法で定められた会議で、①個別課題解決、②ネットワーク構築、③地域課題発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成という5つの機能があります。

区では、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、平成29年度(2017年度)より、「地区」、「地域」、「全区」の3層において「地区版地域ケア会議」、「地域版地域ケア会議」、「全区版地域ケア会議」を実施しています。

3層での地域ケア会議の積み重ねにより、「身寄りがない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドライン」の策定や、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」の開設といった全区的な課題解決の取組みにもつながっています。

図表 世田谷区における地域ケア会議

	地区版地域ケア会議	地域版地域ケア会議	全区版地域ケア会議
主催者	あんしんすこやかセンター	保健福祉センター保健福祉課 高齢福祉部介護予防・地域支援課	保健福祉政策部保健福祉政策課
概要	個別ケースの課題解決と個別課題の積み重ねによる地域課題の抽出及び地域づくり・社会資源開発を行います。	地区版地域ケア会議の報告から地域の課題を抽出し、課題解決に向けた取組みを行います。地域では解決できない課題は全区版地域ケア会議につなぎます。	地区・地域レベルでは解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた新たな施策の立案や実行につなげます。
機能	①個別課題の解決 ②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発	②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発	⑤政策形成
令和4年度実績	144回	50回	1回



認知症施策の総合的な推進

令和2年(2020年)4月、全区的な認知症施策の中核的拠点として、保健医療福祉総合プラザ内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。もの忘れ相談窓口を担うあんしんすこやかセンター等と連携しながら、認知症施策を総合的に推進しています。

同年10月には「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行し、翌年3月には、認知症施策の一層の推進のため、上記条例に基づく「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定しました。具体的な事業としては、早期発見をねらいとした、あんしんすこやかセンターごとに実施しているもの忘れチェック相談会や、医師による講演会を地域ごとに実施しています。また、家族への支援として、家族会や心理相談、家族介護者のためのストレスケア講座の実施や、アウトリーチ事業としてあんしんすこやかセンター及び認知症在宅生活サポートセンターの連携による認知症初期集中支援チーム事業*及び医師による認知症専門相談事業を実施しています。

また、認知症の正しい知識の普及や地域での支え合いの活動への展開を図るため、アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)、軽度認知障害(MCI)の勉強会等を実施しています。

コラム

認知症になってからも、安心して暮らせるまち

おとなでも、こどもでも、誰もが無関係でないのが、認知症です。年齢を重ねると、認知症になる可能性が高くなり、高齢化の進展に伴い、認知症の人は年々増え続けています。認知症になってからも、安心して暮らせるまちを区民の皆さんと一緒に作っていくために、区では、令和2年(2020年)に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を制定しました。

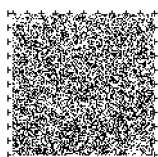
認知症になってからも、安心して暮らせるまちの実現に向けて様々な取り組み(アクション)が行われています。そのひとつとして、各地区のあんしんすこやかセンターが中心となって、アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)を開催しています。

アクション講座では、認知症の本人の体験や思いを共有したり、認知症について学び、語りあうことで、自分にできることを見つけたり、参加者全員が認知症を自分ごととして考え、理解を深めていきます。

認知症は誰にとっても身近なものになってきています。認知症について正しく理解し、誰もが暮らしやすいまちづくりを一緒に考えてみませんか？



認知症の本人が参画した
小学校でのアクション講座の様子



重層的支援体制整備事業の実施

区では福祉の相談窓口において世代や属性を問わない相談を受ける中で、様々な課題や福祉ニーズを抱えた方を支援してきましたが、複雑化・複合化した課題の中でも、ひきこもりに関する相談については、窓口やつなぎ先が明確でなかったことから、支援の現場において非常に重要な課題となっていました。

そこで、令和3年度(2021年度)から重層的支援体制整備事業(P27)を活用し、ひきこもり支援に必要な体制を構築しました。令和4年度(2022年度)には世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設し、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と若者総合相談センター「メルクマールせたがや」*が中心となり多機関協働事業や継続的なアウトリーチ支援事業を展開しています。

コラム

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」



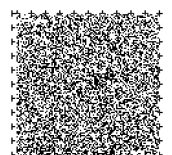
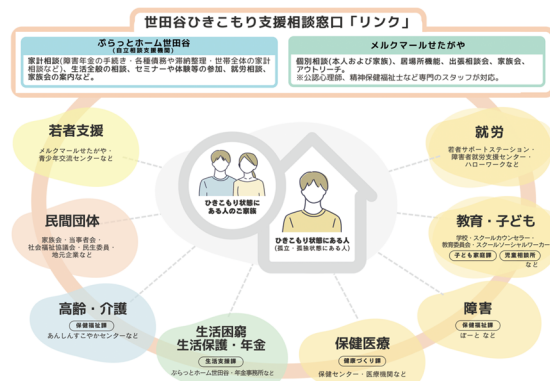
「リンク」キャラクター
モーリー

区のひきこもり相談窓口の名称「リンク」は、当事者の方や家族が支援機関と安心してつながることができ、また支援機関相互の結びつきや地域の絆によって、誰もが安心して住み続けられる社会になるよう名づけられました。そして、令和4年(2022年)4月の開設から2年、「リンク」という名前のおり、つながりを増やし広げてきました。

まず「リンク」の開設にあたって、生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と若者総合相談センター「メルクマールせたがや」の2機関が共同で運営するという、全国でも他に例がない体制が創られました。ご相談者の多くは複雑化・複合化した課題に直面されています。その人ごとに異なるこれまでのご経験、困りごとや悩み、日常生活やご家族の状況について、「ぷらっとホーム世田谷」がもつ生活の困りごとをサポートする事業やプログラムと、「メルクマールせたがや」の特徴である心理職など専門職による心理面でのサポート、双方の特徴を活かし、必ず2機関で生活と心の両面から把握・検討をしています。

また必要に応じ、高齢や障害、生活支援、教育、医療・保健など、つながりが求められる機関が一堂に集まり、一緒に知恵を出し合いサポート体制を考えるチームづくりも行っています。重層的支援体制整備事業を先行して活用してきたのは、このように多機関でのサポートが望まれるケースが多いことも理由です。

そしてどの段階においても大事にしているのが、ご本人やご家族の気持ちや希望です。「リンク」はこれからも、相談者の気持ちを真ん中に、様々な人や機関とつながりながら、希望される生活の実現をサポートしていきます。



新型コロナウイルス感染症への対応

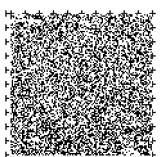
新型コロナウイルス感染症は、令和元年(2019年)12月に中国の武漢市で初めて確認されて以降、瞬く間に世界中に広がり、各国の主要都市で相次いで都市封鎖(ロックダウン)が実施されました。日本においても、令和2年(2020年)1月に国内初の感染が確認された後、急速に感染拡大し、社会や経済に甚大な被害をもたらした。令和3年度(2021年度)以降は変異株の感染が拡大するなど、猛威を振るいました。

国はこの未曾有の事態に対応するため、令和2年(2020年)4月、令和3年(2021年)1月、同年4月及び同年7月の4度にわたり緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出や移動について自粛を要請するなど、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施しました。

長引くコロナ禍では、経済活動の制限による生活困窮や、外出や会食等の自粛が続いたことによる社会的な孤独・孤立などが問題になるとともに、地域活動や学校教育など、様々な分野が甚大な影響を受けました。経済的に困窮する人が急増したことで、社会福祉協議会が実施している特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)や住居確保給付金の申請も急増しました。また、孤立死や不登校、自殺者がこの期間に増えたことも、新型コロナウイルス感染症による影響という指摘もあります。

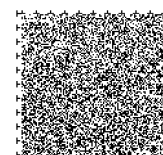
区は、感染拡大の防止に全力を尽くすため、組織改正による体制強化や全庁を挙げての応援体制をとるとともに、地区医師会や地域の医療機関をはじめとする関係機関の協力の下、民間の活力も活用しながら電話相談、積極的疫学調査、健康観察の実施、地区医師会との協働によるPCR検査センターの運営、クラスターの抑止等を目的とした独自のPCR検査(社会的検査)の実施、地域医療体制の確保を図るための医療機関支援、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制の整備など、様々な取組みを通じて感染拡大防止と感染者等への適切な療養環境の確保に取り組みました。さらには、自宅療養者からの相談内容に応じて往診等につなぐ支援体制の構築や、酸素療養ステーションの開設、オンライン診療体制の確保等を全国に先駆けて行うなど、区内の医療支援体制の補完に取り組みました。

令和5年(2023年)5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に引き下げられ、法的な制限は緩和されましたが、引き続き動向を注視しつつ、コロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、区民が健やかで心豊かに暮らし続けることができる安全・安心な環境づくりに取り組んでいく必要があります。



図表 新型コロナウイルス感染症に関する主な区の実施

令和2年 (2020年)	1月	新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況を踏まえ「世田谷区健康危機管理対策本部」を設置
	2月	新型コロナウイルス感染症の相談体制「帰国者・接触者電話相談センター」等の開設
	3月	「世田谷区健康危機管理対策本部」を「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行
	4月	新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた防疫体制の拡充及び PCR 検査の実施
	9月	社会的インフラを継続的に維持するための PCR 検査(社会的検査)の実施
	11月	「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更
令和3年 (2021年)	2月	やむを得ず自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者(以下「自宅療養者」という。)の支援を行う「世田谷区自宅療養者健康観察センター」事業を開始
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症後遺症への対応として「世田谷区コロナ後遺症相談窓口」を開設 ・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化 ・新型コロナウイルスワクチン巡回接種開始
	5月	新型コロナウイルスワクチン集団接種開始
	6月	新型コロナウイルスワクチン個別接種開始
	8月	世田谷区酸素療養ステーション開設(1か所目)(8月31日～10月15日)
	9月	自宅療養者への支援体制を再整備し「自宅療養者相談センター」を設置
	11月	「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書
令和4年 (2022年)	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区酸素療養ステーション開設(2か所目)(1月11日～) ・国士舘大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結
	3月	「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査(その2)」報告書
	6月	区民の利便性や感染拡大時のさらなる検査需要にも対応するため、既存の PCR 検査センターを移転するとともに、新たな PCR 検査センターを設置
令和5年 (2023年)	3月	「コロナ禍における世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書
令和6年 (2024年)	3月	新型コロナウイルス感染症に対する区の実施をまとめた「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」(世田谷区感染症予防計画別冊)を作成 ※詳細は HP 参照



図表 特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)の申請件数※社会福祉協議会が実施

		令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
緊急小口資金		12,337件	4,122件	1,028件
総合支援資金	初回	8,495件	4,025件	931件
	延長	4,909件	1,950件	0件
	再貸付	3,710件	5,230件	0件

図表 住居確保給付金の決定件数

住居確保給付金	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規決定	6,673件	1,197件	445件
延長決定	4,744件	1,281件	395件
再延長決定	3,631件	1,256件	419件
再々延長決定	2,172件	1,279件	0件
再支給決定	102件	2,299件	674件

図表 世田谷区における孤立死件数

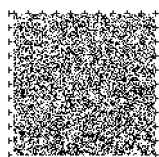
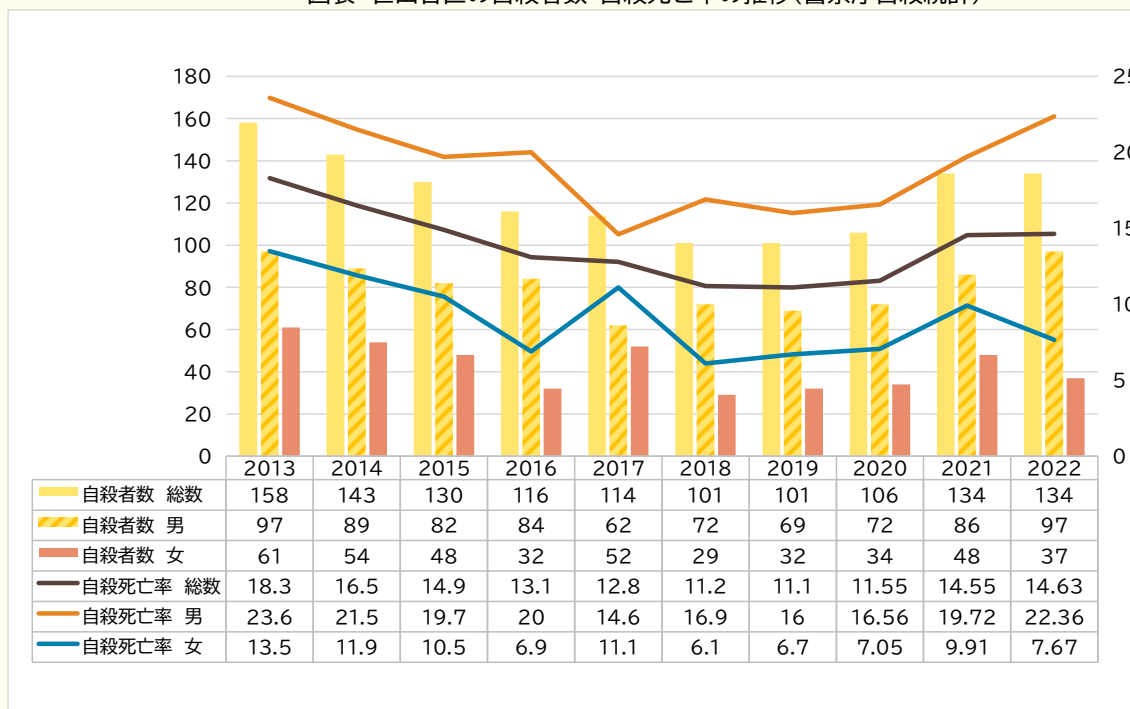
令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
88件	103件	78件	85件

※孤立死の定義は「高齢者(65歳以上)が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日(当日・1日目・2日目までは含めない)を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握した件数」としています。

図表 世田谷区における不登校(病気や経済的理由以外での年度間に累積で30日以上)の欠席の児童・生徒)の人数

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
825名	968名	1,228名	1,540名

図表 世田谷区の自殺者数・自殺死亡率の推移(警察庁自殺統計)



(2) 「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」に関する取り組み

区では、多様化していく区民の困りごとにきめ細かく対応するために、地域で活動している住民や団体、事業者等と連携・協力して、多様な主体による多様なサービスを拡充するとともに、住民相互の日頃からのつながりを保つことによる、支えあいの地域づくりを進めてきました。

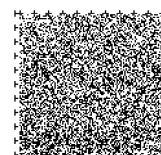
ともに支えあう福祉の地域づくり

区では、平成26年(2014年)から、地域の課題解決のため、地域で活動する団体や住民と連携し、買い物支援などの生活支援サービスや居場所の創出に取り組む事業を社会福祉協議会に委託し実施しています。本事業は平成26年(2014年)10月からモデル事業として開始し、平成28年(2016年)7月から全地区で実施しています。協議体を設置して新たな生活支援サービスの創出に取り組んでおり、スマホ講座や買い物支援、食の支援など、地域人材や場所を活用し、地域課題の解決に取り組んでいます。

また、地域での福祉活動の活性化のため、地域で同種の活動を行う団体のネットワーク化も支援しています。区内の令和4年度(2022年度)のサロン*登録は624団体、ミニデイ*登録は62団体あり、サロンリーダー交流会等を通じて、地域活動団体間の交流を図っています。社会福祉協議会では、サロンやミニデイなどの地域支えあい活動の支援を行っています。

地域住民による生活支援として、社会福祉協議会が実施するふれあいサービスのほか、平成28年度(2016年度)より、住民参加型と住民主体型の介護予防・生活支援サービスも開始しました。住民等による掃除、洗濯、調理補助、買い物同行、ごみ出し等、短時間の簡易な家事援助を行う住民参加型の「支えあいサービス」と、住民やNPOが運営する定期的な「通いの場」に週1回通い、食事や介護予防を目的とした活動を行う住民主体型の「地域デイサービス」を実施しています。

行政だけでは困難な高齢者等のきめ細かい見守りには、地域住民や地域活動団体、事業者等と連携・協力して取り組んできました。ひとり暮らし高齢者等の住民主体の見守り施策として、町会自治会や地域活動団体等の参加による「地区高齢者見守りネットワーク」を全地区で実施し、高齢者の生活状況の変化に対する「気づき」を、住民からあんしんすこやかセンター等につなげるといったことに取り組んでいます。また、地区見守りネットワーク会議では、町会、商店街、民生委員・児童委員*協議会、金融機関、警察、消防、医療機関、あんしんすこやかセンターなど、様々な関係機関が連携して対応できるネットワークを構築しています。



災害時に備えた支えあいの支援体制の構築

区では、高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な方、いわゆる避難行動要支援者に対する支援体制を整備するため、区と協定を締結した町会・自治会及び該当地区の民生委員・児童委員に避難行動要支援者本人の同意を得た避難行動要支援者同意者名簿を毎年提供し、協力を呼びかけています。

社会福祉協議会では、災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援、ニーズ把握等を担う災害福祉サポーターの登録に努めています。災害福祉サポーターは、普段のつながりや顔の見える関係を活かした災害時の安否確認など、地域で支える体制づくりに貢献しています。

また、災害時にボランティアの方を円滑に受け入れられるよう、ボランティア窓口(区内95ヵ所)にボランティアマッチングセンター(区内5ヵ所)との調整役であるボランティアコーディネーターを割り当てました。これにより、直接ボランティア窓口に向かうことができるようになり、災害時の迅速な対応が可能となりました。

地域人材の育成・活用

社会福祉協議会では、平成27年(2015年)に、地域人材の育成・確保をコンセプトに、地域活動等に協力できる方を「地区サポーター」として登録する仕組みをつくりました。地区サポーターとして登録していただいた方には、地域支えあい活動や福祉イベント、生活支援サービス等をマッチングし、地域で活躍していただいています。

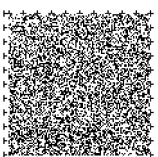
また、高齢者や障害のある方等を、サービスを受ける側として捉えるのではなく、地域福祉の担い手として考えた取組みも推進してきました。高齢者のボランティアとしての活動や、障害のある方等に自身の体験談を語ってもらう講師を担っていただくなど、高齢者や障害のある方に担い手として地域に貢献していただいています。本人にとっても地域とのつながりを築ききっかけとなり、生きがいにも繋がっています。

区民に身近な地域で活躍する民生委員・児童委員は、高齢者や障害者、児童等の虐待の予防や早期発見等、地域福祉を推進するうえで欠かせない人材です。区では、民生委員活動について広く周知し、地域福祉活動に関心を持ってもらえるよう取り組んでいます。

区民の生命を守るための取組みとして、ゲートキーパー*養成講座を一般区民向け・医療従事者向けに実施し、身近な方のストレスサインに早期に気づき、相談窓口との橋渡しを行うことができる「ゲートキーパー」の養成も進めています。

寄附文化の醸成、基金の活用

寄附は誰でも参加することができる一つの社会貢献です。区では、区民からの寄附が地域福祉の推進に大きく寄与することを広く周知してきました。また、寄附金を活用した取組みを周知することで、次の寄附につながる好循環を作れるよう取り組んでいます。



(3) 「地域福祉を支える基盤整備」に関する取組み

区では、福祉人材の育成や保健医療福祉の全区的拠点の整備など、誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるため、地域福祉を下支えする基盤の整備にも取り組んできました。

福祉人材の確保及び育成・定着支援

区では、福祉の専門人材の確保・育成・定着及び区職員のスキル向上に向けて、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(3)参照)

保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の稼働

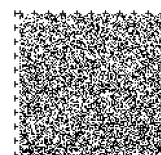
高齢者・障害者支援施設が入る東京リハビリテーションセンター世田谷(民間施設棟)を平成31年(2019年)4月に、保健センターや世田谷区福祉人材育成・研修センター等が入る区立保健医療福祉総合プラザを令和2年(2020年)4月にそれぞれ開設し、保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の本格稼働を開始しました。

福祉用具展示相談会と介護・障害福祉のよろず相談の合同開催をはじめとした拠点内施設間の連携による取組みを推進しているほか、福祉団体や障害者施設等と連携した失語症サロンや販売会の実施等、拠点内外との連携事業を展開しています。また、ふれあいカフェうめとぴあの運営をはじめ、カフェでの各種イベント、認知症当事者やその支援者等が参加するRUN伴(ランとも)せたがや等、多様な立場や世代の人々との交流の場の創出にも取り組んでいます。コロナ禍においては、新型コロナワクチンの集団接種会場としても機能しました。

多様なサービス提供手法の導入

区の保育待機児童数は平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)まで、及び平成31年度(2019年度)と全国市区町村の中で最多でしたが、公有地や民有地を活用した施設整備を進めたことで、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)まで「保育待機児童ゼロ」を達成しました。また、障害者施設に関しても、令和2年(2020年)9月に「障害者施設整備等に係る基本方針」を策定し、民間事業者による公有地での障害者施設の整備が進んでいます。

おでかけひろば*などの地域の子育て支援の場においては、支援の受け手が担い手となっていく地域子育ての好循環が生まれています。区では、おでかけひろば事業の基礎知識の習得等を目的とする初任者研修をはじめ、中堅者研修やリーダー研修など、経験年数に応じた研修を実施し、担い手のさらなる成長を支援しています。



先進的な技術の活用

区では、先進的な技術を活用し、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(5)参照)

保健福祉サービスの質の向上

区では、保健福祉サービスの質の向上に向けて、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(6)参照)

権利擁護の推進

区では、権利擁護の推進に向けて、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(2)参照)

世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の設置

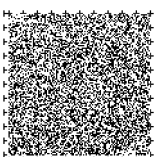
平成26年(2014年)4月に、経済的な問題と合わせて生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口として、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」を設置しました。ぷらっとホーム世田谷では、相談者の状況に合わせ、保健福祉センター、ハローワーク、その他関係機関と連携し、生活困窮者自立支援法に基づき、様々な支援を提供しています。各保健福祉センターには自立促進専門員を配置し、ぷらっとホーム世田谷へのつなぎを行い、支援プランの決定等に関わっています。家計相談・就労支援を中心に、ぷらっとホーム世田谷が生活保護に至る前段階のセーフティネットとして機能しており、生活困窮者のための自立支援機能が強化されました。

関連分野との連携の推進

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」では、学校、教育委員会及び関係機関などに働きかけながら、子どもに寄り添い、子どもの最善の利益を目指し、子どもの相談対応などの権利擁護活動を実施しています。

犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」では、世田谷区保護司会や警察など、推進委員会を構成する様々な機関と協力し、更生保護の啓発活動を行っています。

区内の農地保全と障害のある方の就労促進、工賃向上を図るため、令和3年度(2021年度)より農福連携事業にも取り組んでいます。

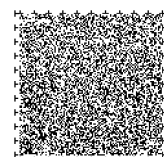


(4) 保健医療福祉分野にまたがる重要課題

- これまでの取組みを通じて浮かび上がってきたこととして、支援の現場では、複雑化・複合化した課題を抱える方や、制度の狭間にいる方への支援が十分にできていないことが挙げられます。また、本人の意思を尊重したうえでの支援のあり方が、より重要になってきました。
- こうした中、コロナ禍の長期化による地域コミュニティの分断から発生する社会的な孤独・孤立や生活困窮世帯の増加、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化など、地域課題はこれまで以上に多様化・複雑化しており、誰もが安心して暮らし続けるためには、新たな要素が求められていることが分かりました。
- そして、国全体では人口減少をはじめ、少子高齢化の進行に伴う後期高齢者並びにひとり暮らし高齢者の増加や生産年齢人口の減少など、今後訪れる未来はこれまでよりも厳しい状況が見込まれます。国全体の影響を受けるため、区としては、そのような状況においても、すべての区民が安心して暮らし続けるための仕組みが持続的に機能するよう、基盤を整備していくことが重要です。
- このような状況を踏まえ、保健医療福祉分野では以下の重要課題が想定されます。

複雑化・複合化した課題を抱える方への支援

- 複数の分野にまたがる課題や、いわゆる制度の狭間の課題など、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援の充実が求められています。区で先行して実施してきたひきこもり支援のような、分野を超えたチームにより支援する仕組みの構築が必要です。
- **困る前に支援ができる地域づくり**
 - 支援が必要な状態にもかかわらず支援につながっていない方がいます。
 - 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進していく必要があります。
- **保健・医療・福祉及びその他の分野との連携強化**
 - 最期まで住み慣れた自宅で過ごしたいという人が増えており、在宅医療*のニーズや必要性が高まっています。
 - 引き続き、保健・医療・福祉のさらなる連携強化に取り組んでいくとともに、分野横断的な取組みを推進していく必要があります。
- **人材不足への対応**
 - 地域福祉を支える基盤整備においては、後期高齢者の増加によるサービス需要の増大と全国的な生産年齢人口の減少による担い手不足は依然として深刻です。
 - そのため、介護職のような福祉の専門人材のイメージの向上が必要です。併せて、地域の人材が参加したくなる仕掛けも必要です。



2 地域福祉に関連する動き

(1) 地域共生社会

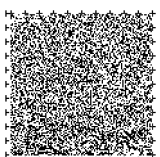
日本の社会保障は、人生において典型的なリスクや課題を想定し、その解決を目的として現物給付等を行うという基本的なアプローチのもと、量的な拡大と質的な発展を実現してきました。これにより生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、属性・リスク別の制度が発展し、専門的な支援が提供されています。

一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化・多様化し、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能は時代の進展とともに脆弱化しています。さらには、外国人の増加や性の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しており、地域や社会が多様性を受け止める力を高めることが今後一層求められています。

国は、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野毎の「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる地域をともに創る「地域共生社会」という方向性を打ち出しました。この「地域共生社会」を中心に、社会福祉法等の改正をはじめ、様々な法律が施行されています。

図表 国の主な動向

平成 27 年 (2015年)	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制(新しい地域包括支援体制)を提示
	「生活困窮者自立支援法」施行	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み(第2のセーフティネット)の構築
平成 28 年 (2016年)	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立	区市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	「再犯の防止等の推進に関する法律」成立	区市町村再犯防止推進計画の策定の努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成 30 年 (2018年)	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行	・福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置づけられ、区市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
令和元年 (2019年)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
令和2年 (2020年)	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設、実施計画の策定について記載
令和3年 (2021年)	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定	分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
令和4年 (2022年)	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定	・地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定(概ね令和6年度(2024年度)まで)



(2) 包括的な支援体制の構築

包括的支援体制

地域共生社会の実現に向けて、平成29年(2017年)に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が規定されました。この理念を実現するため、同法第106条において市町村が構築すべき体制として規定されたのが、包括的支援体制です。

地域福祉の推進(社会福祉法第4条)

- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。
- 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

重層的支援体制整備事業

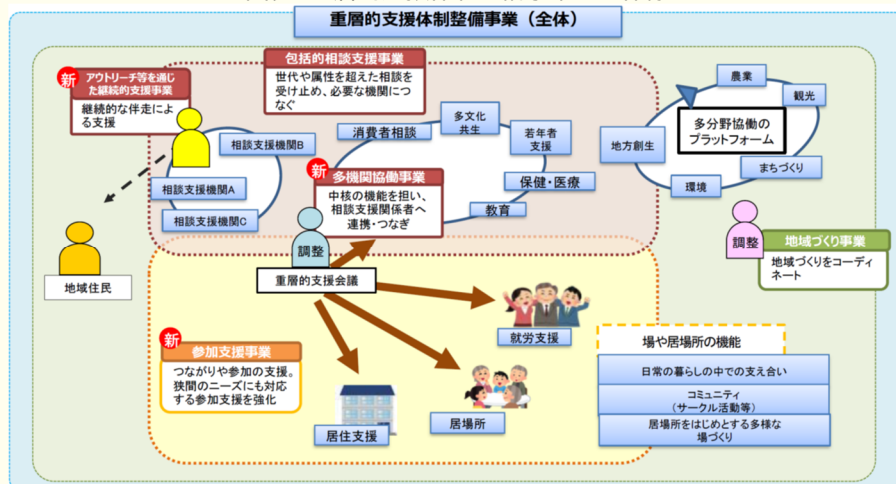
複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するためには、以下の3つの支援を一体的に行うことが必要です。

- ①断らない相談支援
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

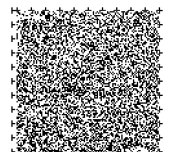
この3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民の継続的な関係性を築くことが可能となり、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上につながります。

令和2年(2020年)に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(改正社会福祉法等)において、3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応がテーマとなるこれからの地域福祉において、重要な役割を果たす事業のひとつです。

図表 重層的支援体制整備事業の全体像



資料:厚生労働省



重層的支援体制整備事業は、市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものであり、事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(地域共生社会)を目指しています。

重層的支援体制整備事業は、3つの支援を実施するため、以下の5つの事業から構成されています。

①包括的相談支援事業

相談者の属性・世代・内容に関わらず包括的に全てを受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

②多機関協働事業

様々な課題の解きほぐしが求められるような、現行の制度や体制では対応が難しい方の支援方針や支援者の役割分担などを行い、チームを組織し、一体的な支援を実施する事業です。

多機関協働事業には、「支援会議」と「重層的支援会議」が設置されます。社会福祉法第106条の6の規定に基づき、本人同意がないケースについても、守秘義務を設け、関係者間で情報共有が可能となります。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

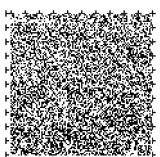
複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援を受け入れにくい状況にある人に支援を届けるための事業です。地域住民とのつながりを構築する中で支援ニーズを抱える相談者を見つけるほか、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行います。

④参加支援事業

本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担う事業です。既存の分野の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯に対して、制度の狭間の支援ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

⑤地域づくり事業

介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源開発やネットワーク構築、支援ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等を行う事業です。



(3) その他関連動向

ア 「孤独・孤立対策推進法」(令和5年(2023年))

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めています。

国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年(2021年)12月28日の孤独・孤立対策推進会議にて、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

国の方針を踏まえて、地域福祉において、孤独・孤立対策の分野横断的な対応が可能となる推進体制の強化を進めることとなります。

イ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年(2016年))

平成28年(2016年)12月に、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)が制定・施行されました。同法に「再犯防止推進計画」の策定が位置づけられたことを受けて、国は平成29年(2017年)12月に計画を閣議決定しました。計画には「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、就労・住居の確保、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動等の重点課題を挙げ、これらの課題解決に取り組んでいます。

東京都においても、令和元年(2019年)7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

ウ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年(2016年))

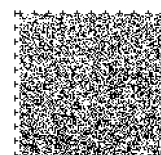
平成28年(2016年)4月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が制定され、同年5月に施行されました。同法に「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が位置づけられたことを受けて、国は平成29年(2017年)3月に第一期となる計画を閣議決定しました。令和3年度(2021年度)に第一期計画が最終年度を迎えたことから、成年後見制度利用促進専門家会議での検討を経て、令和4年(2022年)3月に第二期計画が閣議決定されました。

東京都は、「第2期東京都地域福祉支援計画(令和3～8年度)」の「テーマ②誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために」に権利擁護の推進を位置づけています。

エ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年(2022年))

女性をめぐる課題は生活困窮、暴力の被害(性暴力・性犯罪被害、DV*、虐待等)、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護厚生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」を目的に位置づけ、先駆的な女性支援を实践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた、新たな支援の枠組み構築に取り組んでいくこととなります。



地域福祉を推進する基本的な考え方

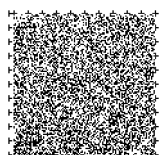
1 地域福祉推進の基本方針

誰一人取り残さない 世田谷をつくろう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度(2024年度)を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」としました。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えます。これは、社会状況の変化等により、区民の抱える困りごと多様化・複雑化している中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示すものです。



2 地域福祉推進の視点

区の地域福祉の施策展開においては5つの視点を持ち、社会状況の変化や多様化・複雑化するニーズに的確に対応していきます。

①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進します。
- 高齢者や障害のある方等を「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進めます。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえます。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考えます。

②困る前に支援につなげる地域づくり

- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進します。

③参加と協働により地域福祉を推進する

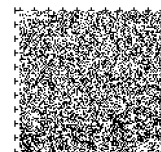
- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
- 区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指します。

④先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術等の先端技術を積極的に活用します。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討します。

⑤分野横断的な連携を推進する

- 教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開します。



3 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）

1 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

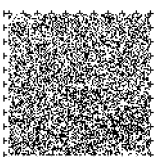
区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきました。

一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとにも複雑化・複合化してきています。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められます。

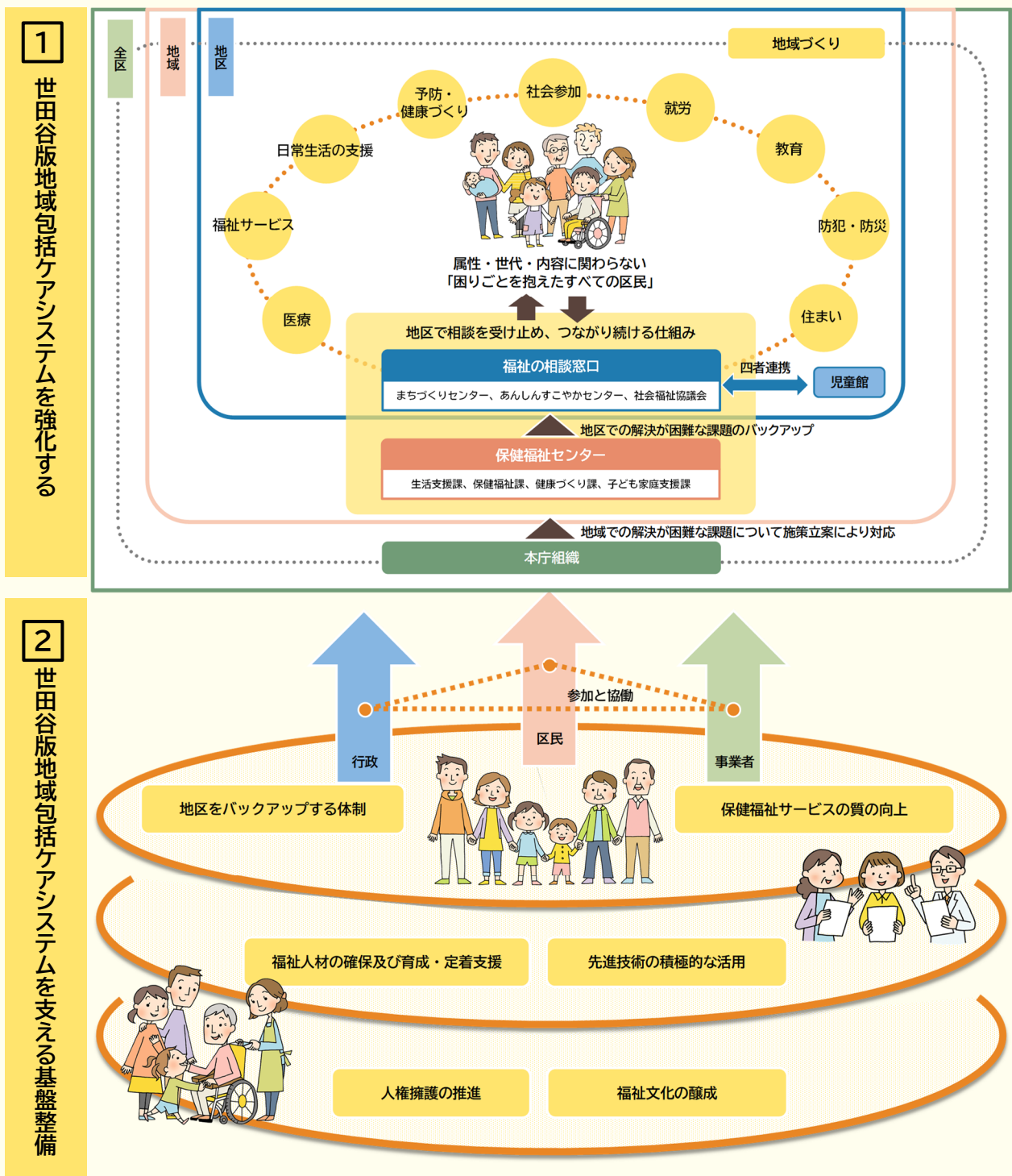
区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきましたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に 대응していきます。

2 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保及び育成・定着支援、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。



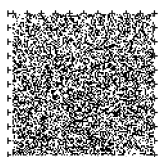
図表 今後の施策を展開する2つの柱のイメージ図



4

施策体系

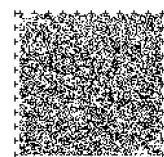
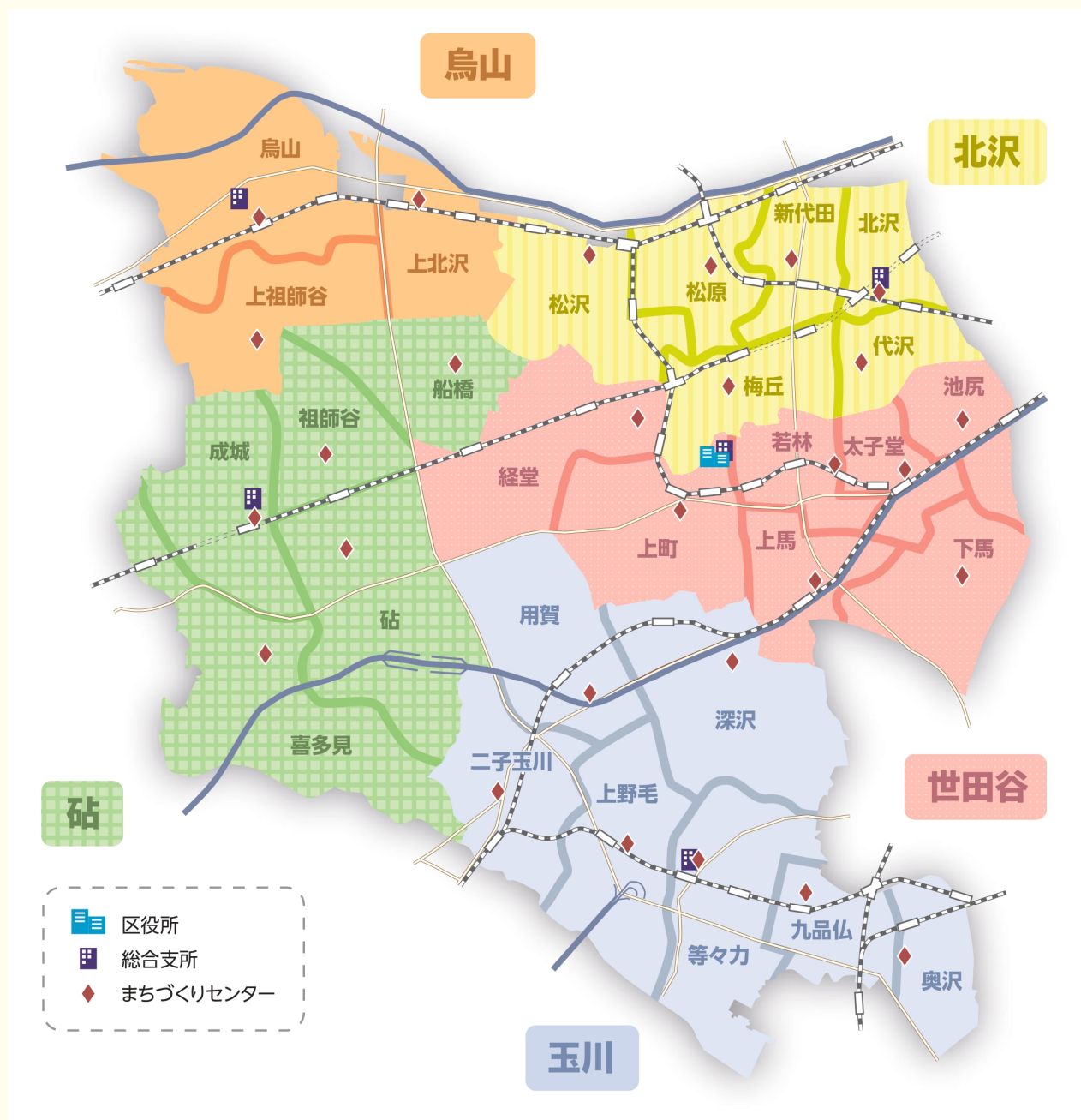
基本方針	基本目標(2つの柱)	推進施策
誰一人取り残さない 世田谷をつくろう	① 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する	(1)地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み —重層的支援体制整備事業—
		(2)地域生活を支える保健、医療、福祉の連携
		(3)福祉サービス
		(4)予防、健康づくり
		(5)住まい
		(6)日常生活の支援
		(7)就労
		(8)学校や教育分野と福祉分野の連携
		(9)社会参加の促進
		(10)防犯・防災
	② 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備	(1)地域づくり —重層的支援体制整備事業—
		(2)人権擁護の推進
		(3)福祉人材の確保及び育成・定着支援
		(4)地区をバックアップする体制
		(5)先進技術の積極的な活用
		(6)保健福祉サービスの質の向上
		(7)福祉文化の醸成

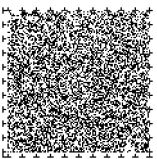


5 圏域の考え方

- 5つの地域(世田谷、北沢、玉川、砧、烏山)に総合支所を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っています。
- さらに28の地区に細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点として「まちづくりセンター」を各地区に設置しています。各まちづくりセンター内に、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会を一体整備し、「福祉の相談窓口」を設けています。

地区・地域・全区の三層構造





コラム

「地区」ってどんなところ？



世田谷区では、「地区」「地域」「全区」「全区」の三層構造で行政運営をしており、「地区」を区民にもっとも身近な行政運営の拠点としています。世田谷区全体の人口は、917,705人（令和5年4月現在）ですが、「地区」には何人くらい暮らしているかご存じですか？利用できるサービスや施設、地域で活動している団体や通いの場など、「地区」にはそれぞれどのくらいあるかご存じですか？

実際の人口構成や世帯構成、地域資源などの特徴は各地区によって異なりますが、「地区」を具体的にイメージしていただけるよう、様々な項目について、1地区あたりの状況（28地区の平均値を算出）を表してみました。

